

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

帯広市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

帯広市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。
予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

帯広市長

公表日

令和4年6月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	予防接種に関する事務								
②事務の内容	<p>予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種の実施や記録管理などを行っている。</p> <p>併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種対象者の管理 2 接種記録の登録及び閲覧 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 								
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満				
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	健康管理システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 予防接種対象者の管理 2 接種記録の登録及び閲覧 3 接種委託料の管理 4 統計データ・集計表作成 5 システム内宛名管理 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー)									
システム2～5									
システム2									
①システムの名称	宛名管理システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 既存住基連携機能 既存住基システムの異動データを宛名管理システムへ連携する機能。住民記録の対象となる住民の個人番号は当該機能によって取得。 2 住登外者及び事業所登録・更新機能 住登外者及び事業所の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号及び事業所の法人番号の登録は当該機能によって管理。 3 宛名照会機能 納税義務者、扶養者、保険資格者、共有者、外国人、事業所情報の総合照会機能。個人番号及び法人番号の照会は当該機能による。 4 同一人管理機能 異なる住民コードを付番した同一人物の紐付け管理機能により、異なる住民コードの場合でも同一の個人番号として名寄せする機能。 5 一括処理用宛名等情報ファイル作成機能 納税通知書等の文書一括出力時において、宛名・口座情報等を取得するための順編成ファイル作成機能。一括出力帳票における個人番号の出力は当該ファイルから取得。 6 宛名情報連携機能 番号連携サーバへ個人番号と住民コードを紐付けた宛名情報を連携する機能。 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー、健康管理システム)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー、健康管理システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (番号連携サーバー、健康管理システム)									

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 宛名管理機能 既存住基システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。 2 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。 3 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他機関への情報提供を依頼し、結果をオンライン画面にて表示する。 4 符号要求機能 処理通番を要求及び受信し、符号要求データを住民基本台帳ネットワークシステムへ送信する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 中間サーバー、健康管理システム ）</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバー及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 （ 番号連携サーバー ）</p>
システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム
システム6～10		
システム11～15		
システム16～20		
3. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一 第10, 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) 	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号別表第二の第3欄「情報提供者」が『市町村長』のうち、第4欄「特定個人情報」に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの (1) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2, 115の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第59条の2</p> <p>2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号別表第二の第1欄「情報照会者」が『市町村長』のうち、第2欄「事務」に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの (1) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 115の2の項 (2) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2</p>	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課	
②所属長の役職名	健康推進課長	
7. 他の評価実施機関		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく接種対象者(過去の接種者を含む。)
その必要性	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種事業の実施に当たり、接種対象者の適正な管理を目的とし、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○個人番号、その他識別情報：接種対象者を正確に把握するために保有する。 ○4情報、連絡先：接種対象者等に対し、正確に郵送物を発送するために保有する。 ○健康・医療関係情報：予防接種結果等を適正に管理するために保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日
⑥事務担当部署	市民福祉部健康保険室健康推進課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県及び市区町村) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()
②入手方法	<ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。))

③使用目的 ※		予防接種事業の対象者を適正に管理するため
④使用の主体	使用部署	市民福祉部健康保険室健康推進課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の対象となる住民であるか否かを確認 ・接種結果の登録 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・帯広市からの転出者について、転出先市区町村へ帯広市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書等の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
	情報の突合	宛名番号、氏名、生年月日、性別等により突合し、本人確認を行う。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 帯広市からの転出者について、帯広市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、帯広市の接種記録と突合する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] (2) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		健康管理システム運用保守業務委託
①委託内容		健康管理システム運用保守業務委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ズコーシャ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先及び再委託先から下記資料の提出を受け、承諾を判断している。 また、再委託を承諾する条件として、再委託先の管理・監督業務を行うことを条件に、承諾している。 <委託先> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託対象業務、再委託先名称、再委託期間等を含む再委託の承認依頼 <再委託先> <ul style="list-style-type: none"> ・従事者一覧 ・代表者を含む情報資産に関する誓約書
	⑥再委託事項	システム保守作業
委託事項2～5		
委託事項2		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ミラボ

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない		
提供先1	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第16号		
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務		
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="radio"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))		
⑦時期・頻度	帯広市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度		
提供先2～5			
提供先6～10			
提供先11～15			
提供先16～20			
移転先1			
①法令上の根拠			
②移転先における用途			
③移転する情報			
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲			
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム [] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度			

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><帯広市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先のサーバー室においてデータ保管している。サーバー室への入室は委託先職員の生体認証かつIDカードによって入室可能となっている。 ・サーバーへのアクセスにはID、パスワードの認証が必要。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報はサーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された帯広市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。
7. 備考	
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**(1) 宛名情報ファイル**

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	個人コード	20	方書	39	住定異動日
2	住基ネット個人コード	21	郵便番号	40	住定異動事由コード
3	世帯コード	22	予備コード1	41	転入元郵便番号
4	氏名カナ	23	予備コード2	42	転入元住所
5	氏名	24	予備コード3	43	転入元方書
6	生年月日	25	予備コード4	44	転出先郵便番号
7	性別	26	予備コード5	45	転出先住所
8	続柄	27	行政区コード	46	転出先方書
9	世帯主コード	28	住民区分	47	オペレーターコード
10	世帯主氏名カナ	29	届出日	48	更新日時
11	世帯主氏名	30	異動日	49	旧市区町村コード
12	地区コード	31	異動事由コード	50	旧地区コード
13	住所コード	32	住民届出日	51	旧氏名
14	本番	33	住民異動日	52	使用区分
15	枝番	34	住民異動事由コード	53	本籍1
16	小枝番	35	非住民届出日	54	本籍2
17	号	36	非住民異動日	55	カナ清音
18	カスタマバーコード	37	非住民異動事由コード		
19	住所	38	住定届出日		

(2) 予防接種履歴情報ファイル

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	ID	14	ワクチン	27	罹患区分
2	接種区分	15	接種量	28	接種区分
3	施設コード	16	判定日	29	更新時刻
4	接種日	17	判定医師CODE	30	オペレーターコード
5	個人コード	18	判定医師名	31	登録時刻
6	期	19	径	32	任意定期フラグ
7	回数	20	結果	33	接種料
8	予診医師CODE	21	判定	34	予診料
9	予診医師名	22	集団個別区分	35	検査料
10	接種医師CODE	23	備考	36	接種詳細CD
11	接種医師名	24	更新FLG	37	不明FLG
12	LotNo	25	結核_検診日	38	不明内容
13	製造所	26	予診FLG	39	副本登録年月日

(3) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目

- 01 個人番号
- 02 宛名番号
- 03 自治体コード
- 04 接種券番号
- 05 属性情報(氏名, 生年月日, 性別)
- 06 接種状況(実施/未実施)
- 07 接種回(1回目/2回目/3回目)
- 08 接種日
- 09 ワクチンメーカー
- 10 ロット番号
- 11 ワクチン種類(※)
- 12 製品名(※)
- 13 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- 14 証明書ID(※)
- 15 証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・定期予防接種を受託した医療機関において、身分証明書等による確認を実施し、対象者以外の情報を入手することがないようにする。</p> <p>・接種結果の内容をシステムへ入力後、システムの入力内容を照合し、確認を行う。</p> <p>・システムを利用する必要がある職員を特定し、IDとパスワードによる認証を実施し、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで必要な項目以外を入手が行えない対策を実施する。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 帯広市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 帯広市からの転出者について、帯広市での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 帯広市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、帯広市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。</p> <p>・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p>・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRSにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p> <p>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 ・システムについては、連携に際し目的を超えた紐付けがなされないように適切なアクセス制御がされている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員毎に割り当てたIDとパスワードによる認証を行っている。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱う職員に対して定期的に情報セキュリティに関する教育及び研修を実施している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①住民基本台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 <p>②特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・帯広市からの転出者について、帯広市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>③ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータについて、以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の目的外利用及び提供の禁止 ・個人情報の適正管理 ・必要に応じて、本市が委託先の視察、監査を行うことができる ・事故発生時における報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託先及び業務従事者から、個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・再委託承認書に秘密の保持及び個人情報の保護に万全を期すこと、再委託先からの更なる再委託に関しては禁止することを明記している。	
その他の措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 帯広市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制を確認する。 ・委託先の社会的信用と能力を確認する。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者及び更新者の制限・更新権限をもつ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・転出元市区町村への個人番号の提供 帯広市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、 ①本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 ②個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、帯広市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><帯広市における措置> ・特定個人情報の入手は、原則、各システム間の自動連携に限定し、職員が目的外の入手を行うことを防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><帯広市における措置> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定し、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、機微な特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーバ設置場所等への入退室記録管理, 施錠管理 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論理的に区分された帯広市の領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・ LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・ 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・健康管理システムのサーバーは、24時間入退室監視・免震構造のデータセンターに設置し、当該サーバーにて特定個人情報を保管する。		
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<帯広市における措置> ・帯広市情報セキュリティ管理規程、帯広市情報セキュリティ基本方針等から構成される帯広市情報セキュリティポリシーが遵守されているか、セキュリティレベルの状況を把握している。 ・1年に1回以上内部監査の実施が義務付けられており、監査結果はCIOへ報告するものとなっている。 ・内部監査による情報セキュリティ対策の実効性を確保し、情報セキュリティマネジメントの確立を図っている。 ・情報セキュリティ対策の改善の方向性を助言する助言型監査を繰り返し実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市総務部組織人事室ICT推進課(電話0155-65-4117) 又は 郵便番号080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9720)
②請求方法	帯広市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号080-0808 北海道帯広市東8条南13丁目1番地 帯広市保健福祉センター内 帯広市市民福祉部健康保険室健康推進課(電話0155-25-9720)
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	V-1	令和3年3月12日	令和3年6月1日	事後	計数の時点変更
令和3年6月30日	I-5-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律改正
令和3年9月30日	「I 基本情報」-「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「I 基本情報」-「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「I 基本情報」-「4 個人番号の利用」	-	(内容追記) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「②入手方法」	-	(内容追記) [その他]ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑤使用方法」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「3 特定個人情報の入手・使用」-「⑤使用方法」-「情報の突合」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項2」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「5 特定個人情報の提供・移転」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「II 特定個人情報ファイルの概要」-「6 特定個人情報の保管・消去」	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-7備考」	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	-	(内容追記) (3)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-リスクに対する措置の内容	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-その他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-リスクに対する措置の内容	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-ユーザ認証の管理-具体的な管理方法	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-その他の措置の内容	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「3特定個人情報の使用」-その他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-その他の措置の内容	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「5特定個人情報ファイルの提供・移転」-その他の措置の内容	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「5特定個人情報ファイルの提供・移転」-その他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「7特定個人情報の保管・消去」-その他の措置の内容	-	(内容追記) ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「9従業員に対する教育・啓発」-具体的な方法	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和3年9月30日	「Ⅲリスク対策」-「10その他のリスク対策」	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅰ基本情報」-「1特定個人情報ファイルを取り扱う事務」-「②事務の内容」	-	(内容追記) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅰ基本情報」-「2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」-「システム5ワクチン接種記録システム(VRS)」-「②システムの機能」	-	(内容追記) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「②入手方法」	-	(内容追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「⑤使用方法」	(内容変更) ・帯広市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	(内容変更) ・帯広市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 (内容追記) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「3特定個人情報の入手・使用」-「⑤使用方法」-「情報の突合」	(内容変更) 転出先市区町村から	(内容変更) 他市区町村から (内容削除) (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項2」-委託事項		(内容追記) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-「委託事項2」-①委託内容	(内容変更) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	(内容変更) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」-「6特定個人情報の保管・消去」-保管場所		(内容追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目-(3)新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目	(内容変更) 07 接種回(1回目/2回目)	(内容変更) 07 接種回(1回目/2回目/3回目) (内容追記) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書に関する項目	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報の入手」-リスクに対する措置の内容	(内容変更) ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	(内容変更) ①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報情報の入手」-リスクに対する措置の内容	(内容変更) ②転出先市区町村からの個人番号の入手 帯広市からの転出者について、帯広市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システムを通じて入手する。	(内容変更) ②他市区町村からの個人番号の入手 帯広市からの転出者について、帯広市での接種記録を転出先市区町へ提供するため、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報情報の入手」-リスクに対する措置の内容	-	(内容追記) ③転出元市区町村からの接種記録の入手	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報情報の入手」-リスクに対する措置の内容	-	(内容追記) ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報情報の入手」-リスクに対する措置の内容	-	(内容追記) (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「2特定個人情報情報の入手」- 特定個人情報情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	(内容追記) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「3特定個人情報情報の使用」-その他のリスク及びそのリスクに対する措置	(内容変更) ②特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・帯広市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・帯広市からの転出者について、帯広市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。	(内容変更) ②特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・帯広市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・帯広市からの転出者について、帯広市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために個人番号を入手し、使用する。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」-その他の措置の内容	(内容変更) ワクチン接種記録システム(VRS)	(内容変更) ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。) (内容追記) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「7特定個人情報情報の保管・消去」-その他の措置の内容		(内容追記) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「9従業者に対する教育・啓発」-従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	(内容変更) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	(内容変更) デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「Ⅲリスク対策」-「10その他のリスク対策」	(内容変更) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	(内容変更) デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用
令和4年6月30日	「V評価実施手続」-「1基礎項目評価」-①実施日	令和3年6月21日	令和4年6月30日	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)を適用